

(統ろ-08-A)

平成23年8月26日

高等裁判所事務局総務課長 殿

地方裁判所事務局総務課長 殿

家庭裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局情報政策課専門官 今井晋也

裁判統計データベースシステム（SSDBS）の利用端末数  
の定めの廃止に伴うSSDBSのインストール作業等につい  
て（事務連絡）

8月26日付け当課参事官事務連絡「裁判統計データベースシステム（SSDBS）の利用端末数の定めの廃止について」のとおり、標記の定めが廃止されます。  
これにより、特段の制限なくSSDBSのインストールができることになりますので、別紙に従い、裁判統計データの集計・検索を必要とする職員の端末にSSDBSのインストール作業を実施してください。

なお、インストール用CD-ROMを下記のとおり配布します。このCD-ROMは、SSDBSを新規にインストールする場合に必要となるものであり、既にSSDBSをインストールしている端末については必要ありません。

おって、SSDBSをインストールした端末に関する報告は不要とします。

#### 記

##### 1 配布物品

SSDBSインストール用CD-ROM（第2版）

##### 2 配布先

各総務課

### **3 配布数量**

別表のとおり

### **4 管理要領**

本CD-ROMは、以下の要領に従って管理する。

#### **(1) 管理者**

高等裁判所本庁、地方裁判所本庁（併置された簡易裁判所を含む。）及び専任の所長の置かれている家庭裁判所本庁においては、会計課長（横浜、大阪、京都、神戸、名古屋、福岡及び札幌地方裁判所並びに東京家庭裁判所においては経理課長、東京地方裁判所においては用度課長）が、各庁の実情に応じて、管理者を定める。

#### **(2) 管理方法**

管理者は、本CD-ROMを紛失等することのないように施錠のできる収納庫に保管するなどの方法により厳重に管理する。

(別紙)

## S S D B S の新規インストールについて

### 1 インストール対象端末

裁判統計データの集計・検索を必要とする職員の端末で、以下の要件を満たすもの

- (1) OSが、Microsoft Windows XP Professional又はMicrosoft Windows Vista Businessであること。
- (2) J・NETに接続していること。
- (3) C及びDドライブの空き領域が、それぞれ1GB以上であること。
- (4) 他のシステム用の[REDACTED]クライアントがインストールされていないこと。  
([REDACTED]クライアントを利用する他のシステムの例：[REDACTED]  
[REDACTED])

### 2 方法

統計システムダウンロードページ

([REDACTED])

に掲載しているS S D B S インストールマニュアル及びインストールに関するQ & A集に従いインストールを行う。

(別表)

## 「SSDBSインストール用CD-ROM(第2版)」配布数量一覧

配布物品		SSDBSインストール用 CD-ROM(第2版)	SSDBSインストール用 CD-ROM(第2版)
庁			
高等裁判所	東京	6	-
	大阪	6	-
	名古屋	6	-
	広島	6	-
	福岡	6	-
	仙台	6	-
	札幌	3	-
	高松	3	-
地方裁判所	東京	16	6
	横浜	9	6
	さいたま	9	3
	千葉	9	3
	水戸	3	3
	宇都宮	3	3
	鈴鹿	3	3
	静岡	3	3
	甲府	3	3
	長野	3	3
	新潟	3	3
	大阪	14	6
	京都	9	3
	神戸	9	3
	奈良	3	3
	大津	3	3
	和歌山	3	3
	名古屋	10	3
	津	3	3
	岐阜	3	3
	福井	3	3
	金沢	3	3
	富山	3	3
	広島	10	3
	山口	3	3
	岡山	3	3
	鳥取	3	3
	松江	3	3
	福岡	14	3
	佐賀	3	3
	長崎	3	3
	大分	3	3
	熊本	3	3
	鹿児島	3	3
	宮崎	3	3
	那覇	3	3
	仙台	10	3
	福島	3	3
	山形	3	3
	盛岡	3	3
	秋田	3	3
	青森	3	3
	札幌	10	3
	函館	3	3
	旭川	3	3
	釧路	3	3
	高松	3	3
	徳島	3	3
	高知	3	3
	松山	3	3